

## 精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和2年7月7日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1番 竹内 清	2番 井澤 茂治
3番 宇井 忠朗	4番 山本 功
5番 中井 利治	6番 森島 隆詞
7番 森本 豊	8番 上西 敏夫
9番 浅田 清隆	10番 松尾 純一
11番 井上 和也	12番 草嶋 邦子
13番 岩井 三郎	14番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田 博司	尾崎 庄平
中川 茂成	杉島 勝久

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

米澤 貞幸

事務局	上村 篤司
	西置 雄一
	植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請（知事権限）に対する意見について
議案第3号	令和2年度農用地利用集積計画（第3次）の決定について
報告第1号	農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第2号	農地法第5条の規定による届出の受理について

8、署名委員

12番 草嶋 邦子	13番 岩井 三郎
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和2年7月7日午後2時50分

## 審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第7回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

委員の皆様方におかれましては、田植え後の管理等でお忙しい日々を送っておられるところかと存じます。第7回農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回がこの委員で行う最後の総会となります。最後の総会もしっかりと努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、12番草嶋邦子委員、13番岩井三郎委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局、議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。議案書の1ページをお開きください。1番でございます。

### [ 提案説明 ]

場所については2、3ページの地図のとおりです。

本件の譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。以上、よろしくお願いいたします。

議長 当該地については、地区担当委員の井上委員が現地確認を行っておりますので、井上委員から補足説明をお願いします。

井上 11番、井上です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、6月22日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されており、作物は水稻でした。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案について、審議をお願いいたします。何か質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
議案第1号については許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、  
を議題とします。  
事務局、議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、  
1番でございます。

[ 提案説明 ]

場所については5ページの地図をご覧ください。

本件につきましては、都市計画法第34条第11号の区域内で調整区域ではありますが、市街化区域と同等の取り扱いがされることとあり、専用住宅を目的とした開発であり、何ら問題はなく許可相当と考えております。

続きまして、4ページに戻っていただき2番でございます。

[ 提案説明 ]

場所については6ページの地図をご覧ください。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で住宅施設がれんたんしている区域で、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております

続きまして、4ページに戻っていただき3番でございます。

[ 提案説明 ]

場所については7ページをご覧ください。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農用地以外の農地であって、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、精華町福祉センターかしのき苑及び精華台小学校の周囲おおむね800メートル以内の区域で、宅地割合54%となります。

また、「宅地化の状況が住宅の用、若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設がれんたんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地で10ヘクタール未満ということで、精華台地区（162.6ヘクタール）及び光台地区（202.5ヘクタール）に200メートルと近接しており、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当である、目的実現が確実である、周辺農地への営農への支障がない、以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えます。以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 1番については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておりますので、井澤委員から補足説明をお願いします。

井 澤 2番、井澤です。  
ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、6月22日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。  
現地は農用外の調整区域ではありますが、都市計画法第34条第11号で市街化区域と同じような扱いを受ける区域で、今回の住宅建設についても何ら問題がないものと思ひます。隣接地への影響もなく地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
続きまして2番について、地区担当委員の井上委員が現地確認を行っておりますので、井上委員から補足説明をお願いします。

井 上 11番、井上です。  
ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、6月22日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。  
現地は現在畑として管理されており、資材置き場に転用するに当たり、隣接地への影響もなく地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
続きまして3番について、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておりますので、井澤委員から補足説明をお願いします。

井 澤 2番、井澤です。  
ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、6月22日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。  
現地は草刈等され、管理はされておりました。  
転用については、排水については汚水は発生せず、雨水については既設の水路に排水、土砂及び防草対策も防草シートを利用してされる予定であり、隣接地への影響もなく地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、議案について、審議をお願いいたします。何か質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号、令和2年度農用地利用集積計画（第3次）の決定について、を議題とします。  
それでは事務局より議案第3号の1番、2番の提案及び説明を願います。

事務局 それでは8ページをご覧ください。議案第3号、令和2年度農用地利用集積計画（第3次）の決定について、でございます。精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。  
1ページめくっていただき9ページでございます。  
1番でございます。  
〔 提案説明 〕  
続きまして2番でございます。  
〔 提案説明 〕  
以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。  
何か質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。議案第3号、1番2番についての計画は決定いたしました。  
続きまして3番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、岩井副会長は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは事務局、3番の議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは3番でございます。

9 ページ、10 ページでございます。筆数が多いので2 ページに分かれています。

[ 提案説明 ]

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長        それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。  
              何か質問等ございませんか。

議 長        異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
              よろしいでしょうか。それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

議 長        ありがとうございます。全員賛成でございます。議案第3号3番の議案は決定いたしました。  
              岩井副会長が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長        岩井副会長にお伝えします。議案第3号3番の議案は決定いたしました。

議 長        報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を報告します。  
              事務局より報告願います。

事務局        それでは、16 ページをお開きください。  
              報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。  
              [ 内容報告 ]  
              場所については、次の17 ページをご覧ください。以上です。

議 長        専決処理しました件ですが、この際、何か質問等ございませんか。

議 長        なければ報告第1号を終わります。

議 長        続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を  
              報告します。事務局より報告願います。

事務局        18 ページをお開きいただきたいと思います。  
              報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。  
              1 番でございます。  
              [ 内容報告 ]  
              位置につきましては次の19 ページをご覧ください。以上です。

議 長        何か質問等ございませんか。

